一般貸切旅客自動車運送事業法令試験問題

事業者名：

受験者名：

【注意事項】

1．試験時間は、50分間です。

2．試験開始の合図があるまで、問題は開けないでください。

3．問題用紙は、表紙を含めて6枚です。

4．問題用紙は、持ち帰らないでください。

5．不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場いただきます。
なお、試験は不合格となります。

6．解答が終わり途中退室を希望される方は、挙手にて係員にお知らせください。
係員が試験問題等を回収した後、他の受験者の迷惑とならないよう静かに退室ください。

※携帯電話等の電源は他の受験者の迷惑となりますので、必ず電源をお切りください。

北海道運輸局

令和6年10月更新本試験

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請に係る法令知識について

・次の文章において、内容が正しいものには【　】内に〇印を、内容が間違っているものには【　】に×印を記載してください。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、災害の場合その他緊急を要する場合及び、一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき以外には、乗合旅客の運送をしてはならない。

【　　】

2. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、3両以上の事業用自動車の運行を管理する営業所毎に、運行管理者資格者証の交付を受けている者の中から運行管理者を選任しなければならない。

【　　】

3. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の車庫ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。

【　　】

4. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならないが、契約相手方である旅行会社等と特別の契約がある場合については、遅滞なく国土交通大臣に届け出ることにより、その運賃及び料金によることができる。

【　　】

5. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、車掌を乗務させなければ道路及び交通の状況並びに輸送の状態により運転上危険がある場合に限り事業用自動車に車掌を乗務させる必要がある。

【　　】

6. 旅客自動車運送事業用自動車の運転者は二十一歳以上（道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第三十四条第五項又は第八項に規定する教習を修了した者（同条第十一項に規定する者を除く。）にあつては、十九歳以上）でなければならない。

【　　】

7. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。

【　　】

8. 運行管理者は、法令に定める方法で行った日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定しなければならない。

【　　】

9. 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の1日の拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は17時間とすること。この場合において、1日についての拘束時間が14時間を超える回数をできるだけ少なくするよう努めるものとする。

【　　】

10. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車の事故により十人以上の負傷者を生じた場合、当該事故があった日から三十日以内に当該事故ごとに自動車事故報告書を三通提出しなければならないが、運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなった場合には、自動車事故報告書を提出する必要はない。

【　　】

11. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、五十五才以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。

【　　】

12. 一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、速やかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を公示しなければならない。

【　　】

13. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、双方の合意があれば事業の譲渡及び譲受を行うことができ、その効力はすぐに生じる。

【　　】

14. 道路運送法関係法令には、一般貸切旅客自動車運送事業者が毎事業年度の経過後100日以内にインターネット等を用いて公表しなければならない事項が定められている。

【　　】

15. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、乗務しようとする運転者又は特定自動運行保安員に対して対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法により点呼を行わなければならないが、営業所において乗務を開始または終了する場合で、早朝・深夜等営業所に運行管理者が不在となる場合は、電話による点呼が認められる。

【　　】

・以下の各設問の（　　）内に、正しいと思う語句を［　　］から選択し、記号を（　　）に記入してください。

16. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送引受書の写しを（　　）の日から三年間保存しなければならない。

［ ア. 運送申し込み　イ. 運送引き受け　ウ. 運送終了 ］

17. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車につき、点検整備、整備管理者の選任及び検査に関する（　　）の規定に従うほか、省令に掲げる事項を遵守しなければならない。

［ ア. 道路運送法　イ. 道路法　ウ. 道路運送車両法　エ. 道路交通法 ］

18. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している（　　）適切な処置をしなければならない。

［ ア. 事業者のために　イ. 旅客のために　ウ. 乗務員のために ］

19. 一般旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金並びに（　　）を営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

［ ア. 就業規則　イ. 運送約款　ウ. 運行管理規程 ］

20. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務した場合は、当該自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を（　　）により記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

［ ア. 乗務記録　イ. 運行記録計　ウ. 運行指示書 ］

21. 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受け付けた場合には、法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して（　　）間保存しなければならない。

［ ア. 一ヶ月　イ. 六ヶ月　ウ. 一年　エ. 三年　オ. 五年 ］

22. 自動車の（　　）は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備することにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。

［ ア. 所有者　イ. 使用者　ウ. 運転者 ］

23. 一般貸切旅客自動車運送事業者が使用する自動車が（　　）人以上の死者を生じる事故を引き起こした場合は、24時間以内においてできる限り速やかにその事故の概要を運輸支局長等に速報しなければならない。

［ ア. 1　イ. 2　ウ. 5 ］

・以下の各設問の（　　）内に、正しいと思う語句を[　　]から選択し、記号を（　　）に記入してください。

24. 自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ（　　）で定めるところにより（　　）を表示しなければ、運行の用に供してはならない。

ア. 予備検査証　イ. 道路運送法　ウ. 国土交通省令　エ. 運送約款　オ. 告示

カ. 車検証　キ. 通達　ク. 料金表　ケ. 検査標章

25. 道路運送車両法は、道路運送車両に関し、（　　）についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び（　　）その他の環境の保全並びに整備についての（　　）を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

ア. 所有権　イ. 運行管理者　ウ. 出発地　エ. 保安基準　オ. 運行の安全

カ. 技術の向上　キ. 火災　ク. 利益　ケ. 迅速　コ. 走行距離　サ. 重大な事故

シ. 運営を適正　ス. 目的地　セ. 点検　ソ. 継続　タ. 営業所　チ. 公害の防止

ツ. 適切な時期　テ. 公共の福祉　ト. 保護　ナ. 乗務員の服務

26. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を収受したときは、運賃又は料金の（　　）を記載した（　　）を発行しなければならない。

ア. 領収証　イ. 公示額　ウ. 支払時期　エ. 運送引受書　オ. 運行指示書

カ. 計算基礎　キ. 適用方法　ク. 見積額

27. 一般貸切旅客自動車運送事業者が提出する下記の報告書の、報告期間と提出時期を下欄から選び、括弧内に記号を入れて下さい。
①事業報告書　:報告期間（　　）に係るもの　提出時期（　　）
②輸送実績報告書:報告期間（　　）に係るもの　提出時期（　　）

ア. 毎事業年度の経過後100日以内　イ. 毎年5月31日まで　ウ. 毎事業年度の経過後120日以内

エ. 毎年7月31日まで　オ. 毎年1月1日から12月31日迄の期間　カ. 毎事業年度

キ. 前年4月1日から3月31日迄の期間　ク. 前年10月1日から9月30日迄の期間

・以下の各設問の（　　）内に、正しいと思う語句を［　　］から選択し、記号を（　　）に記入してください。

28. 道路運送法は、貨物自動車運送事業法と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとすることにより、道路運送の利用者の（　　）を保護するとともに道路運送の総合的な発達を図り、もって（　　）を増進する事を目的とする。

29. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車が転覆し、（　　）を起こしその他国土交通省令で定める（　　）を引き起こしたときは、遅滞なく事故の種類原因その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届出なければならない。

30. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の（　　）の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定める（　　）ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、（　　）を選任しなければならない。

※問28～問30　共通選択肢

ア. 所有権　イ. 運行管理者　ウ. 出発地　エ. 保安基準　オ. 運行の安全

カ. 技術の向上　キ. 火災　ク. 利益　ケ. 迅速　コ. 走行距離　サ. 重大な事故

シ. 運営を適正　ス. 目的地　セ. 点検　ソ. 継続　タ. 営業所　チ. 公害の防止

ツ. 適切な時期　テ. 公共の福祉　ト. 保護　ナ. 乗務員の服務

令和6年10月更新本試験

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請に係る法令知識について（解答）

・次の文章において、内容が正しいものには【　】内に〇印を、内容が間違っているものには【　】に×印を記載しなさい。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、災害の場合その他緊急を要する場合及び、一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき以外には、乗合旅客の運送をしてはならない。（道路運送法第21条）

【 〇 】

2. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、3両以上の事業用自動車の運行を管理する営業所毎に、運行管理者資格者証の交付を受けている者の中から運行管理者を選任しなければならない。（旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9）

【 × 】

3. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の車庫ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。（旅客自動車運送事業運輸規則第47条）

【 × 】

4. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならないが、契約相手方である旅行会社等と特別の契約がある場合については、遅滞なく国土交通大臣に届け出ることにより、その運賃及び料金によることができる。（道路運送法第9条の2、同法施行規則第10条の2）

【 × 】

5. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、車掌を乗務させなければ道路及び交通の状況並びに輸送の状態により運転上危険がある場合に限り事業用自動車に車掌を乗務させる必要がある。（旅客自動車運送事業運輸規則第15条）

【 × 】

6. 旅客自動車運送事業用自動車の運転者は二十一歳以上（道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第三十四条第五項又は第八項に規定する教習を修了した者（同条第十一項に規定する者を除く。）にあつては、十九歳以上）でなければならない。（道路運送法第25条、旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令）

【 〇 】

7. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。（道路運送法第25条）

【 〇 】

8. 運行管理者は、法令に定める方法で行った日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定しなければならない。（車両法施行規則第32条第1項第2号）

【 × 】

9. 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の1日の拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は17時間とすること。この場合において、1日についての拘束時間が14時間を超える回数をできるだけ少なくするよう努めるものとする。（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第5条第1項）

【 × 】

10. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車の事故により十人以上の負傷者を生じた場合、当該事故があった日から三十日以内に当該事故ごとに自動車事故報告書を三通提出しなければならないが、運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなった場合には、自動車事故報告書を提出する必要はない。（自動車事故報告規則第3条）

【 × 】

11. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、五十五才以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。（旅客自動車運送事業運輸規則第38条）

【 × 】

12. 一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、速やかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を公示しなければならない。（旅客自動車運送事業運輸規則第16条）

【 ○ 】

13. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、双方の合意があれば事業の譲渡及び譲受を行うことができ、その効力はすぐに生じる。（道路運送法第36条）

【 × 】

14. 道路運送法関係法令には、一般貸切旅客自動車運送事業者が毎事業年度の経過後100日以内にインターネット等を用いて公表しなければならない事項が定められている。（旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7）

【 ○ 】

15. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、乗務しようとする運転者又は特定自動運行保安員に対して対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法により点呼を行わなければならないが、営業所において乗務を開始または終了する場合で、早朝・深夜等営業所に運行管理者が不在となる場合は、電話による点呼が認められる。（旅客自動車運送事業運輸規則第24条、運輸規則の解釈及び運用）

【 × 】

・以下の各設問の（　　）内に、正しいと思う語句を［　　］から選択し、（　　）に記入してください。

16. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送引受書の写しを（ **ウ：運送終了** ）の日から三年間保存しなければならない。（旅客自動車運送事業運輸規則第７条の２第２項）

［ ア．運送申し込み　イ．運送引き受け　ウ．運送終了 ］

17. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車につき、点検整備、整備管理者の選任及び検査に関する（ **ウ：道路運送車両法** ）の規定に従うほか、省令に掲げる事項を遵守しなければならない。（旅客自動車運送事業運輸規則第４５条）

［ ア．道路運送法　イ．道路法　ウ．道路運送車両法　エ．道路交通法 ］

18. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している（ **イ：旅客のために** ）適切な処置をしなければならない。（旅客自動車運送事業運輸規則第１８条）

［ ア．事業者のために　イ．旅客のために　ウ．乗務員のために ］

19. 一般旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金並びに（ **イ：運送約款** ）を営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。（道路運送法第１２条）

［ ア．就業規則　イ．運送約款　ウ．運行管理規程 ］

20. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務した場合は、当該自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を（ **イ：運行記録計** ）により記録し、かつ、その記録を１年間保存しなければならない。（旅客自動車運送事業運輸規則第２６条）

［ ア．乗務記録　イ．運行記録計　ウ．運行指示書 ］

21. 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受け付けた場合には、法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して（ **ウ：一年** ）間保存しなければならない。（旅客自動車運送事業運輸規則第３条）

［ ア．一ヶ月　イ．六ヶ月　ウ．一年　エ．三年　オ．五年 ］

22. 自動車の（ **イ：使用者** ）は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備することにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。（道路運送車両法第４７条）

［ ア．所有者　イ．使用者　ウ．運転者 ］

23. 一般貸切旅客自動車運送事業者が使用する自動車が（ **ア：１** ）人以上の死者を生じる事故を引き起こした場合は、２４時間以内においてできる限り速やかにその事故の概要を運輸支局長等に速報しなければならない。（自動車事故報告規則第４条）

［ ア．１　イ．２　ウ．５ ］

・以下の各設問の（　　）内に、正しいと思う語句を[　　]から選択し、記号を（　　）に記入してください。

24. 自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ（ **ウ: 国土交通省令** ）で定めるところにより（ **ケ: 検査標章** ）を表示しなければ、運行の用に供してはならない。（道路運送車両法第66条）

（ア. 予備検査証　イ. 道路運送法　ウ. 国土交通省令　エ. 運送約款　オ. 告示
カ. 車検証　キ. 通達　ク. 料金表　ケ. 検査標章）

25. 道路運送車両法は、道路運送車両に関し、（ **ア: 所有権** ）についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び（ **チ: 公害の防止** ）その他の環境の保全並びに整備についての（ **カ: 技術の向上** ）を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。（道路運送車両法第1条）

（ア. 所有権　イ. 運行管理者　ウ. 出発地　エ. 保安基準　オ. 運行の安全
カ. 技術の向上　キ. 火災　ク. 利益　ケ. 迅速　コ. 走行距離　サ. 重大な事故
シ. 運営を適正　ス. 目的地　セ. 点検　ソ. 継続　タ. 営業所　チ. 公害の防止
ツ. 適切な時期　テ. 公共の福祉　ト. 保護　ナ. 乗務員の服務）

26. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を収受したときは、運賃又は料金の（ **カ: 計算基礎** ）を記載した（ **ア: 領収証** ）を発行しなければならない。（旅客自動車運送事業運輸規則第10条）

（ア. 領収証　イ. 公示額　ウ. 支払時期　エ. 運送引受書　オ. 運行指示書
カ. 計算基礎　キ. 適用方法　ク. 見積額）

27. 一般貸切旅客自動車運送事業者が提出する下記の報告書の、報告期間と提出時期を下欄から選び、括弧内に記号を入れて下さい。
①事業報告書　:報告期間（ **カ: 毎事業年度** ）に係るもの　提出時期（ **ア: 毎事業年度の経過後100日以内** ）
②輸送実績報告書:報告期間（ **キ: 前年4月1日から3月31日迄の期間** ）に係るもの　提出時期（ **イ: 毎年5月31日まで** ）
（旅客自動車運送事業等報告規則第2条及び次表）

（ア. 毎事業年度の経過後100日以内　イ. 毎年5月31日まで　ウ. 毎事業年度の経過後120日以内
エ. 毎年7月31日まで　オ. 毎年1月1日から12月31日迄の期間　カ. 毎事業年度
キ. 前年4月1日から3月31日迄の期間　ク. 前年10月1日から9月30日迄の期間）

・以下の各設問の（　　）内に、正しいと思う語句を[　　]から選択し、記号を（　　）に記入してください。

28. 道路運送法は、貨物自動車運送事業法と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとすることにより、道路運送の利用者の（ **ク: 利益** ）を保護するとともに道路運送の総合的な発達を図り、もって（ **テ: 公共の福祉** ）を増進する事を目的とする。（道路運送法第1条）

29. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車が転覆し、（ **キ: 火災** ）を起こしその他国土交通省令で定める（ **サ: 重大な事故** ）を引き起こしたときは、遅滞なく事故の種類原因その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届出なければならない。（道路運送法第29条）

30. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の（ **オ: 運行の安全** ）の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定める（ **タ: 営業所** ）ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、（ **イ: 運行管理者** ）を選任しなければならない。（道路運送法第23条）

ア. 所有権　イ. 運行管理者　ウ. 出発地　エ. 保安基準　オ. 運行の安全
カ. 技術の向上　キ. 火災　ク. 利益　ケ. 迅速　コ. 走行距離　サ. 重大な事故
シ. 運営を適正　ス. 目的地　セ. 点検　ソ. 継続　タ. 営業所　チ. 公害の防止
ツ. 適切な時期　テ. 公共の福祉　ト. 保護　ナ. 乗務員の服務